

諮詢問第641号
環水大モ発第2512245号
令和8年1月6日

中央環境審議会会長
大塚直殿

環境大臣
石原宏高

今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（諮詢）

下記の理由により、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮詢理由）

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号。以下「法」とする。）第6条及び第8条の規定に基づき定められた「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（令和4年環境省告示第90号）では、対策地域において、令和8年度までに二酸化窒素に係る大気環境基準（昭和53年環境庁告示第38号）及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準（昭和48年環境庁告示第25号）を確保することを目標としている。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第50号）附則第2条において目標の達成状況に応じ、法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされているとともに、令和4年4月の「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」において5年後を目途に改めて検討するとされている。

このような状況を踏まえ、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。